

前橋はーとふるプラン

第4次前橋市障害者福祉計画

(案)

【概要版】

基本理念

地域で自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に

< 6点の基本的な取り組み姿勢 >

- ともに生きる地域社会を目指します
- 障害者の主体性と自立性を尊重します
- 偏見や差別をなくし、権利擁護を推進します
- 生活環境のバリアを取り除き、ユニバーサルデザインを進めます
- 重度化・高齢化に対応した安心して暮らせる生活を支援します
- サービス提供の基盤整備と情報提供を充実します

前橋市

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする「前橋はーとふるプラン（前橋市第 3 次障害者福祉計画）」に基づき、障害福祉施策を着実に推進してきました。近年においては、少子高齢化の進展や地域共生社会の形成、障害者権利条約の批准に伴う権利擁護の重要性の高まり、障害者が自らの力で生活し、社会に参画できる仕組みづくりへの社会的期待の増大など、障害福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。これにより、障害者の生活や支援ニーズも多様化・複雑化しており、従来の施策だけでは対応が困難な課題も生じています。

このような社会的・制度的背景を踏まえ、本計画は令和 8 年度を初年度とする新たな障害者施策の中長期的指針として策定するものです。市の将来都市像である「新しい価値の創造都市・前橋」や第 3 次前橋市地域福祉計画の基本理念である「みんなでつながり合い 支え合う 笑顔のまえばし」の実現に向け、障害者施策の基本となる計画として位置づけ、障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備や、社会やまちづくりへの積極的な参画を促進することを目指します。

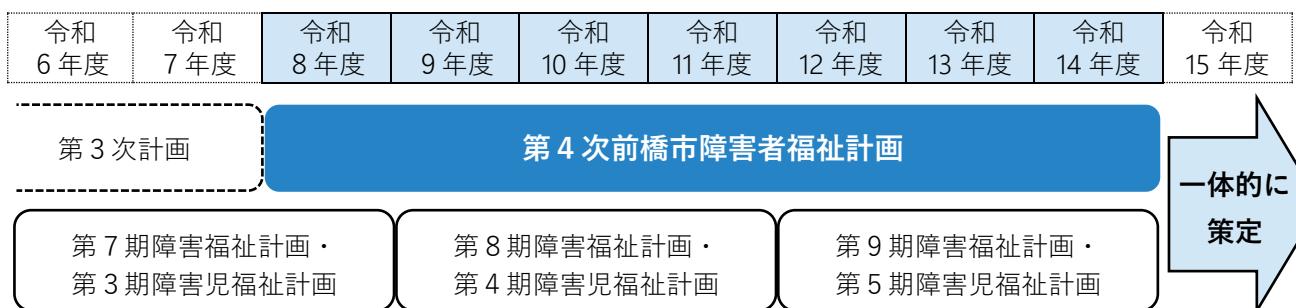
また、計画の策定にあたっては、障害者福祉専門分科会委員で構成する策定懇話会に加え、障害のある当事者を含む市民の皆様に参加いただいた市民ワークショップや市民アンケートの実施等により、多様な視点や意見を反映しながら、より実効性の高い施策を検討しました。

今後は、本計画を指針として、地域で自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に、施策の推進を図ってまいります。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 14 年度までの 7 年間です。

なお、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

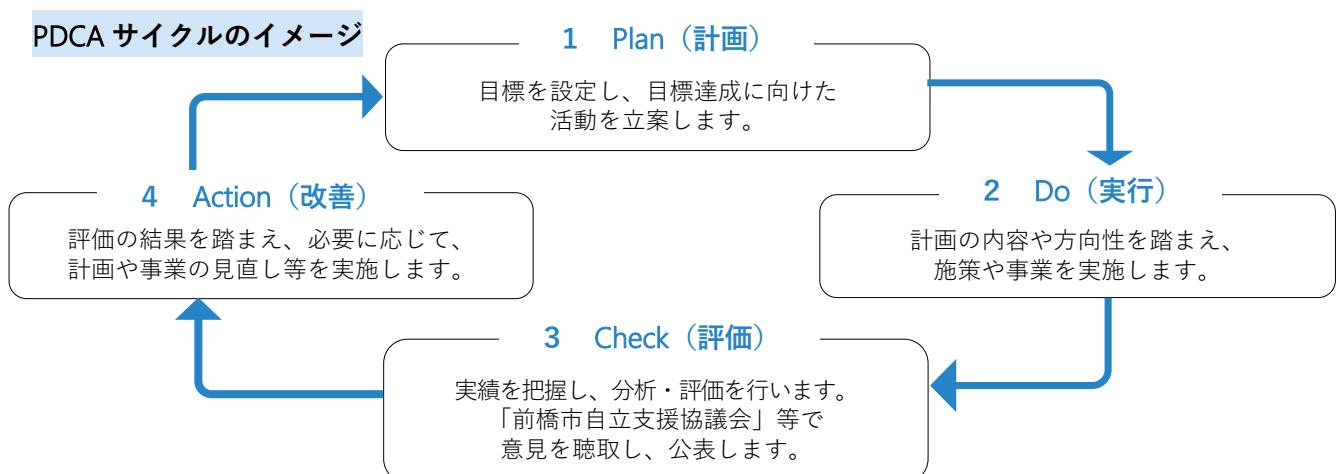
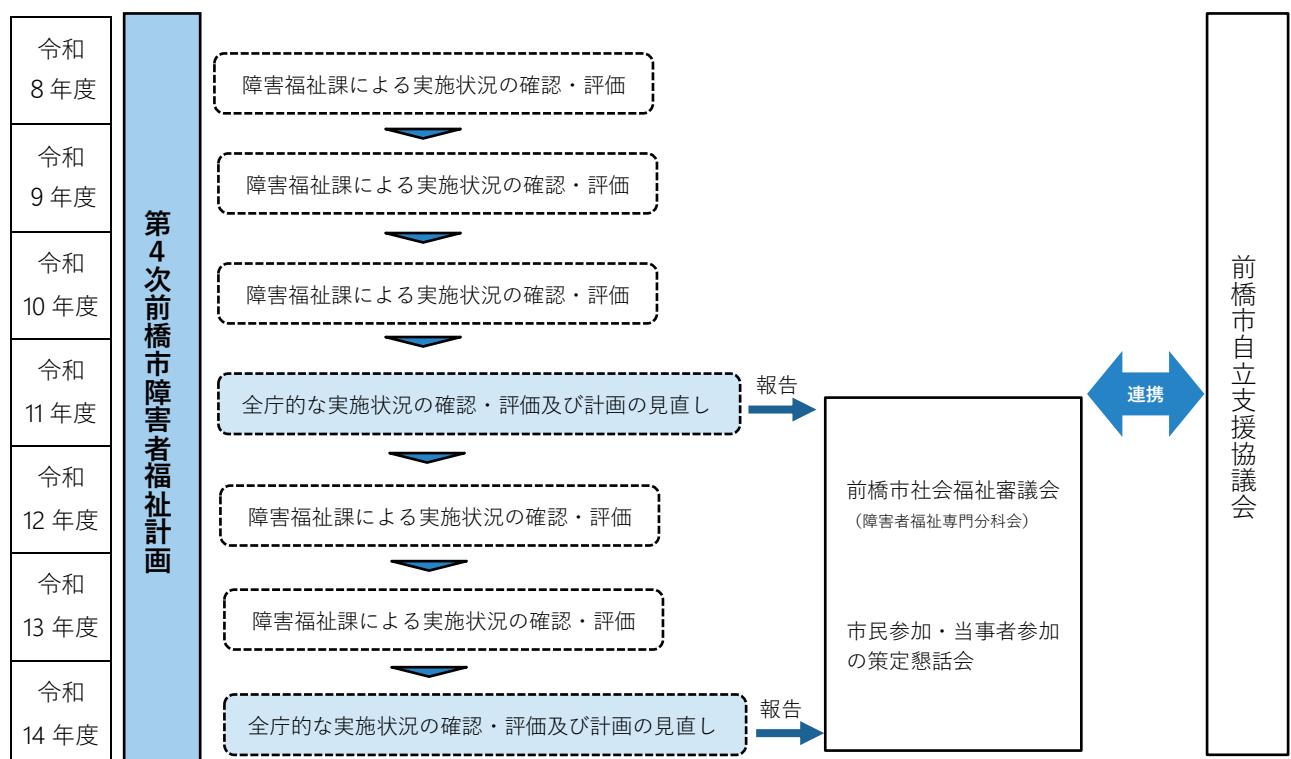


計画の推進

1 計画の推進体制と進行管理

障害福祉課所管の施策が多いことから、計画策定後は毎年度、障害福祉課の施策を中心とした実施状況の確認・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じること（PDCAサイクル）で計画を着実に推進します。計画期間の4年目にあたる令和11年度には、全庁的に過去3か年の施策の実施状況について確認・評価を実施し、中間的な総括を行います。

なお、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題の把握等に努めます。



基本目標と施策の方向性

基本理念である「地域で自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」を実践するために、次の7項目の基本目標を設定しました。

基本目標	施策の方向性
基本目標 1 差別の解消・権利擁護の推進及び相互理解の促進	(1) 差別の解消に向けた取組 (2) 成年後見制度の利用促進と権利擁護体制の充実 (3) 地域への理解啓発や児童期からの相互理解の促進
基本目標 2 早期療育及び特別支援教育の充実	(1) 乳幼児期からの早期支援・早期療育の充実 (2) 一人ひとりに応じた教育の推進 (3) 障害児とその家族への支援
基本目標 3 保健・医療の充実	(1) 保健・医療の充実 (2) 精神保健福祉の推進 (3) 難病患者支援の推進
基本目標 4 障害福祉サービスの整備と住まいの確保	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの量的・質的拡充 (3) 医療的ケア児等への支援 (4) 住まいの場の確保・多様化 (5) 人材の育成・確保、サービスの質の向上 (6) 地域福祉活動の促進と住民参加の強化
基本目標 5 就労支援の充実	(1) 雇用・就労機会の拡大 (2) 福祉施設での就労の充実と工賃向上 (3) 企業・事業者への啓発による働きやすい職場環境整備
基本目標 6 社会参加の充実	(1) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 生涯学習活動の促進 (3) 社会参加活動の促進 (4) 交通・移動手段の整備による外出支援
基本目標 7 安心して暮らせる生活環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備 (2) 情報アクセシビリティの推進 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 安心・安全のまちづくり

施策の展開

基本目標1 差別の解消・権利擁護の推進及び相互理解の促進

障害の有無にかかわらずすべての人が尊重され、平等に暮らせる社会の実現を目指します。障害を理由とする差別の解消と、権利擁護の体制整備を推進します。

施策の方向性 (1) 差別の解消に向けた取組

▼具体的な施策

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 1-1-1 障害及び障害のある人への理解を深めるための広報啓発活動の充実 | 1-1-4 遠隔通信端末による手話サービスの提供 |
| 1-1-2 障害者差別解消法に基づく地域住民等に対する啓発活動 | 1-1-5 手話言語条例制定後の取組 |
| 1-1-3 障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮 | 1-1-6 虐待の予防及び早期発見・早期対応の推進 |
| | 1-1-7 児童生徒への人権教育の推進 |

施策の方向性 (2) 成年後見制度の利用促進と権利擁護体制の充実

▼具体的な施策

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1-2-1 成年後見制度（成年後見制度利用支援） | 1-2-4 交流及び共同学習の推進 |
| 1-2-2 日常生活自立支援事業 | 1-3-5 福祉施設と地域との交流の充実 |

施策の方向性 (3) 地域への理解啓発や児童期からの相互理解の促進

▼具体的な施策

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1-3-1 地域における社会教育活動の充実 | 1-3-4 交流及び共同学習の推進 |
| 1-3-2 学校における福祉教育の推進 | 1-3-5 福祉施設と地域との交流の充実 |
| 1-3-3 地域における啓発とインクルーシブな福祉教育の推進 | |

基本目標2 早期療育及び特別支援教育の充実

障害のあるこどもがその能力や可能性を最大限に発揮できるよう、早期からの支援と個別の教育支援を充実します。保護者や教育機関との連携によって、こども一人ひとりに合った学びの環境を整えると同時に健常児との適切な交流活動を推進します。

施策の方向性 (1) 乳幼児期からの早期支援・早期療育の充実

▼具体的な施策

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 2-1-1 障害乳幼児等対策体制の推進強化 | 2-1-4 幼児教育センターにおける就学相談の実施 |
| 2-1-2 5歳児就学前健康診査の実施 | 2-1-5 保育士の研修 |
| 2-1-3 子育て支援事業の実施 | |

施策の方向性 (2) 一人ひとりに応じた教育の推進

▼具体的な施策

- | | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 2-2-1 幼児教育センターにおける研修や幼児教育アドバイザーの派遣 | 2-2-4 特別支援教育の充実 |
| 2-2-2 保育関係施設における障害児の入所について | 2-2-5 特別支援教育の支援体制の整備 |
| 2-2-3 前橋市教育支援委員会 | 2-2-6 放課後児童クラブの障害児受け入れ支援 |

施策の方向性 (3) 障害児とその家族への支援

▼具体的な施策

- | | |
|------------------------|--|
| 2-3-1 家族支援体制の充実 | |
| 2-3-2 保護者への学びと交流の機会づくり | |

基本目標3 保健・医療の充実

全ての市民が健康で自立した生活を送れるよう、障害のある人への生活習慣病予防や疾病予防を通じた健康づくりを推進します。地域で安心して暮らせる医療・保健サービスを提供するとともに、必要なサービスが適切に受けられるよう支援体制の充実を図ります。

施策の方向性 (1) 保健・医療の充実

▼具体的な施策

- | | |
|--------------------------|--|
| 3-1-1 乳幼児期の成長に応じた健康診査の実施 | 3-1-8 自立支援医療の推進 |
| 3-1-2 特定健康診査の実施 | 3-1-9 重度心身障害者（児）医療費の助成、高齢
重度障害者医療費の助成 |
| 3-1-3 特定保健指導の実施 | 3-1-10 水治療法室の機能の充実 |
| 3-1-4 健康相談の実施 | 3-1-11 スマイル健康診査の実施 |
| 3-1-5 健康教育の実施 | 3-1-12 歯科知識の普及・啓発 |
| 3-1-6 介護予防事業 | 3-1-13 新生児聴覚検査の普及・啓発 |
| 3-1-7 リハビリテーションの充実 | |

施策の方向性 (2) 精神保健福祉の推進

▼具体的な施策

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 3-2-1 精神保健知識の普及・啓発 | 3-2-3 精神保健相談支援事業の推進 |
| 3-2-2 精神保健福祉施策の推進 | |

施策の方向性 (3) 難病患者支援の推進

▼具体的な施策

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 3-3-1 難病患者地域支援事業の推進 | 3-3-3 難病・小児慢性特定疾病療養者の災害対策 |
| 3-3-2 小児慢性特定疾病事業の推進 | |

基本目標4 障害福祉サービスの整備と住まいの確保

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実と、生活に必要な住まいの確保を図ります。多様なニーズに応じたサービス提供体制を整え、自立と地域での生活の安定を支援します。

施策の方向性 (1) 相談支援体制の充実

▼具体的な施策

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 4-1-1 障害者相談支援事業の充実 | 4-1-4 前橋市基幹相談支援センターの運営 |
| 4-1-2 障害者ケアマネジメント体制の整備 | 4-1-5 安心ネットまえばし（地域生活支援拠点）
の充実 |
| 4-1-3 障害者相談員制度 | |

施策の方向性 (2) 障害福祉サービスの量的・質的拡充

▼具体的な施策

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 4-2-1 障害福祉サービスの実施 | 4-2-5 補装具費の支給 |
| 4-2-2 地域生活支援事業の実施 | 4-2-6 難聴児補聴器購入費の補助 |
| 4-2-3 高次脳機能障害者支援の推進 | 4-2-7 福祉手当等の支給 |
| 4-2-4 発達障害児者支援の推進 | |

施策の方向性 (3) 医療的ケア児等への支援

▼具体的な施策

- | |
|--------------------|
| 4-3-1 医療的ケアの充実 |
| 4-3-2 レスパイトケアの利用促進 |

施策の方向性 (4) 住まいの場の確保・多様化

▼具体的な施策

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 4-4-1 市営住宅整備事業 | 4-4-3 市営住宅の空室を活用したグループホーム
の運営 |
| 4-4-2 住宅改造費の補助 | |

施策の方向性 (5) 人材の育成・確保、サービスの質の向上

▼具体的な施策

- 4-5-1 手話通訳者の養成・確保
- 4-5-2 要約筆記者の養成・確保
- 4-5-3 盲ろう者向け通訳・介助員の養成・確保
- 4-5-4 福祉サービスの質の確保（指定事業所）
- 4-5-5 福祉人材の確保
- 4-5-6 障害福祉サービス事業所等の施設整備

施策の方向性 (6) 地域福祉活動の促進と住民参加の強化

▼具体的な施策

- 4-6-1 専門的な福祉ボランティアの養成
- 4-6-2 N P O、ボランティアグループへの支援
- 4-6-3 福祉情報提供システムの充実
- 4-6-4 市社会福祉協議会との連携強化
- 4-6-5 前橋市総合福祉会館機能の充実
- 4-6-6 障害者団体への支援
- 4-6-7 精神保健に関する組織活動支援

基本目標5 就労支援の充実

障害のある人がその能力や適性に応じた働き方を実現できるよう、就労支援施策を展開します。企業や事業者への啓発を通じて、多様な働き方が可能な職場環境づくりを進めます。

施策の方向性 (1) 雇用・就労機会の拡大

▼具体的な施策

- 5-1-1 就労選択支援・就労移行支援
- 5-1-2 農福連携による農作業支援
- 5-1-3 障害者雇用

施策の方向性 (2) 福祉施設での就労の充実と工賃向上

▼具体的な施策

- 5-2-1 就労継続支援
- 5-2-2 障害者就労施設等への積極的な発注
- 5-2-3 地域活動支援センターの実施
- 5-2-4 多機能型事業所こころの実施

施策の方向性 (3) 企業・事業者への啓発による働きやすい職場環境整備

▼具体的な施策

- 5-3-1 事業主に対する障害者の雇用支援
- 5-3-2 企業・事業者等の雇用促進強化
- 5-3-3 企業・事業者向け啓発・研修の実施

基本目標6 社会参加の充実

障害のある人が文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動などを通じて豊かな生活を送り、障害のある人もない人も共に楽しむことができるよう、社会参加の機会を拡充します。移動や交通手段の整備により、地域での活動を促進します。

施策の方向性 (1) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

▼具体的な施策

- 6-1-1 インクルーシブスポーツフェスタの開催
- 6-1-2 障害者アート活動への支援
- 6-1-3 障害者教養文化体育施設の運営
- 6-1-4 前橋市総合福祉会館の有効利用
- 6-1-5 スポーツ競技大会出場に伴う壮行金の贈呈
- 6-1-6 各種スポーツ競技大会への参加者拡充

施策の方向性 (2) 生涯学習活動の促進

▼具体的な施策

- 6-2-1 心身障害児（者）の居場所支援の充実
- 6-2-2 公民館事業の充実
- 6-2-3 在宅障がい者等配本サービス

施策の方向性

(3) 社会参加活動の促進

▼具体的な施策

- 6-3-1 主体的な参加機会の提供
- 6-3-2 社会適応訓練等の実施

施策の方向性

(4) 交通・移動手段による外出支援

▼具体的な施策

- 6-4-1 移動支援事業の充実
- 6-4-2 福祉有償運送の実施
- 6-4-3 福祉タクシー料金助成
- 6-4-4 移動困難者対策（マイタク）の推進

- 6-4-5 リフト付バス、低床バス等の導入促進
- 6-4-6 身体障害者自動車改造費の補助
- 6-4-7 外出支援情報の充実

基本目標7

安心して暮らせる生活環境の整備

障害のある人が安心して暮らせる環境を整えるため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進と情報アクセシビリティの向上を図ります。災害時などにも対応できる支援体制を整備し、安全・安心な地域生活を支えます。

施策の方向性

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

▼具体的な施策

- 7-1-1 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- 7-1-2 歩道、自転車道の連続したネットワーク化による交通安全の確保
- 7-1-3 バリアフリー化整備の推進
- 7-1-4 各種公園・緑地の新設
- 7-1-5 既存公園の整備
- 7-1-6 移動環境の整備
- 7-1-7 誰もが利用しやすい施設情報の見える化推進

施策の方向性

(2) 情報アクセシビリティの推進

▼具体的な施策

- 7-2-1「広報まえばし」等を活用した広報啓発活動
- 7-2-2 情報提供の充実
- 7-2-3 障害者に対する情報の円滑な提供
- 7-2-4 各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化

施策の方向性

(3) 意思疎通支援の充実

▼具体的な施策

- 7-3-1 意思疎通支援に関する相談体制の充実
- 7-3-2 福祉啓発イベントの実施
- 7-3-3 行政サービスにおける意思疎通支援

施策の方向性

(4) 安心・安全のまちづくり

▼具体的な施策

- 7-4-1 交通安全対策等の充実
- 7-4-2 火災予防訪問活動の充実
- 7-4-3 FAX通報・NET119緊急通報
- 7-4-4 災害時要配慮者対策・災害時要配慮者避難対策
- 7-4-5 防犯活動の推進
- 7-4-6 「安心カード」の配布

第4次前橋市障害者福祉計画 素案【概要版】

〒371-0014
前橋市朝日町三丁目36番17号
前橋市 福祉部 障害福祉課
TEL: 027-220-5713 (直通)
FAX: 027-223-8856